

当所の平成19年度税制改正要望項目の実現状況について

自民、公明両党は、平成18年12月14日、平成19年度税制改正大綱を決定しました。減価償却制度の見直しや中小企業の同族会社に対する内部留保金課税の撤廃等、企業に対する減税措置が数多く盛り込まれました。これに沿って、政府は、平成19年1月の通常国会に関連法案を提出しました。

与党の平成19年度税制改正大綱に関する情報は、既に新聞等でも報道されておりますが、当所が、昨年10月に与党関係者、関係省庁等へ要望した項目の中で実現する運びのものは以下のとおりです。

(以下、与党税制改正大綱を要約・抜粋して掲載いたします。)

- 1 平成19年4月1日以降に取得する減価償却資産について、残存価格を廃止する。この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した数とする。
- 2 償却可能限度額を廃止する。平成19年4月1日以降に取得する減価償却資産については、耐用年数経過時点に1円(備忘価格)まで償却できることとする。平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額(取得価格の95%)まで償却した事業年度等の翌事業年度以降5年間で均等償却ができることとする。
- 3 特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象から資本金の額または出資金の額が1億円以下である会社を除外する。
- 4 特殊支配同族会社の役員給与の一部を損金不算入とする制度について、適用除外基準である基準所得金額を1600万円(現行800万円)に引き上げる。この改正は、平成19年4月1日以降に開始する事業年度の法人税について適用する。
- 5 会社法の施行により、発行が容易になった株主総会での議決権がない株式等の種類株式のうち、中小企業の事業承継において活用が期待される次のものについて、その評価方法を明確化する。
 - (1) 配当優先の無議決権株式
 - (2) 社債類似株式
 - (3) 拒否権付株式
- 6 相続時精算課税制度について、推定相続人の一人(受贈者)が、平成19年1月1日から平成20年1月31日までの間に、取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、一定の要件を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与についても同制度を適用することとし、2500万円の非課税枠を500万円上乗せし、3000万円とする等の措置を講ずる。

7 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を2年延長する。

8 中小企業等基盤強化税制について、所要の見直しを行なったうえで、その適用期限を2年延長する。

9 事業革新設備の特別償却制度について、所要の見直しを行なったうえで、その適用期限を2年延長する。

10 少子化対策の一環として、子育てを支援する企業の取り組みを支援するため、事業所内託児施設の設置費用に係る割増償却制度を創設する。

※このように大きな成果を得ることができましたのも、自民党・公明党所属の国会議員の先生方をはじめ当所議員、さらには、会員の皆様方のご理解・ご支援のおかげであります。このホームページをお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

※平成19年1月19日には、平成19年度税制改正の要綱が閣議決定されました。改正の情報をすべてお知りになりたい方は、財務省のホームページをご覧ください。

http://www.mof.go.jp/seifuan19/zei001_a1.htm

本件についてのお問合せ先：経済政策部総合政策課

TEL:671-7431